

季刊

労働おきなわ

2019 Autumn

No.147



沖縄県商工労働部労働政策課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
☎ 0120-610-223

労働おきなわ

2019 Autumn No.147

目次

- ◆ RELAY ESSAY
 - 沖縄県社会保険労務士会 会長 新垣 明 1
- ◆ NEWS
 - ・沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介 2
- ◆ INFORMATION
 - ・令和元年度労働環境課題改善セミナーのご案内 3
 - ・ハラスメント悩み相談室のご案内 5
 - ・パートタイム・有期雇用労働の均等・均衡待遇特別相談窓口のご案内・・・ 7
 - ・派遣労働者と事業主向け無料相談窓口のご案内 8
 - ・パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ 9
 - ・過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内 11
 - ・沖縄県最低賃金が改正されます！ 12
 - ・労働保険への加入はお済みですか？ 13
 - ・外国人雇用はルールを守って適正に 14
 - ・中小企業退職金共済制度のご案内 15
 - ・人材確保・生産性向上に働き方改革を導入しませんか？ 16
- ◆ 労働委員会だより 18
- ◆ 労働相談 19
- ◆ 労働経済指標 20



表紙の写真
◀コダチャハズカズラ

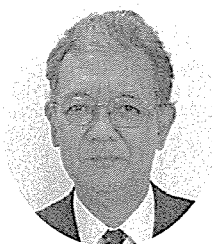
開花時期は3月～11月ですが、初夏と秋頃に多く開花されます。コダチャハズカズラの花色は、青紫色のものが多くですが、稀に白色のコダチャハズカズラの花もあり、生け垣や公園樹として人気があります。花言葉は「慈しみ、美しい瞳」。



「労働おきなわ」147号（琉球労働から通巻221号）
2019年9月30日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>
印刷所／有限会社アトム印刷
〒901-1303 与那原町字与那原3157-3
TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>



「社労士は、“人を大切にする”働き方改革の専門家」

沖縄県社会保険労務士会 会長
新垣 明

皆さま、こんにちは。

日頃は、沖縄県社会保険労務士会の事業運営にご理解頂き厚く御礼申し上げます。

社会保険労務士制度は昨年12月に制度創設50周年を迎えました。我が沖縄県社会保険労務士会においては昭和47年5月に任意団体として創立、昭和52年1月に社団法人として認可され、昭和53年10月に法定団体として設立、今日までを迎えることができました。会員数も令和元年8月末現在で、195名（開業126名、法人会員16名、勤務53名）の登録数となっており会員数も大幅に増えてきております。これも会の事業運営にご協力頂いた関係行政機関や県民の皆さまのあたたかいご支持、ご支援のおかげであると深く感謝申し上げます。新しく令和の時代に入りましたが、これまで同様、沖縄県社会保険労務士会の事業運営に変わらぬご理解、ご支持、ご支援をお願い申し上げます。

さて、社会保険労務士は、労働・社会保険諸法令に関する唯一の国家資格者であり、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とし、日々業務に励んでいるところであります。具体的には、労働・社会保険諸法令に関する申請書類の作成・届出業務や労務管理に関する相談業務、就業規則の作成や企業内の人材育成、職場のトラブルを未然に防ぐ予防措置等“人”に関する業務が中心となります。また、年金や社会保険に関する申請や相談業務等、社会保険労務士の業務は、多岐にわたります。

毎年10月を社会保険労務士制度推進月間と定めており、広く県民の皆さまを対象に①労働・社会保険（年金制度）に関する無料相談会の開催②社会保険労務士の関連するセミナーの実施③県内大学や専門学校等への出前講座等など毎年実績を積み重ねております。また、当会が厚生労働省沖縄労働局より受託している「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」においては、「沖縄働き方改革推進支援センター」を設置しております。長時間労働の是正、同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の解消に向

けた雇用管理改善など『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応いたします。電話・来所相談、セミナー・相談会の開催、個別企業訪問による相談など社労士等専門家が無料でサポートいたします。より多くの企業にご理解を頂き、働き方改革推進支援センターをご活用いただきますようご案内申し上げます。



働き方改革支援センターにおける相談



私たち社労士は「人を大切にする」
働き方改革の専門家です。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス 認証企業のご紹介



県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を創設しました。そして今回、新たに2社が「ワーク・ライフ・バランス認証企業」に加盟しましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。

認証第85号 株式会社外為どっとコム 沖縄支店

【代表者】 沖縄支店長 今野憲介

【業 種】 金融業

【所在地】 浦添市牧港5-2-1 沖縄電力本店別館6階

【従業員数】 52人（うち男性34人、女性18人）

【主な取組内容】

- 女性社員の育児休業取得率100%
- 年次有給休暇の取得促進のための取組を行っている（取得率88%以上）
- 正社員登用制度がある

認証第86号 沖縄明治乳業株式会社

【代表者】 代表取締役 村田紳

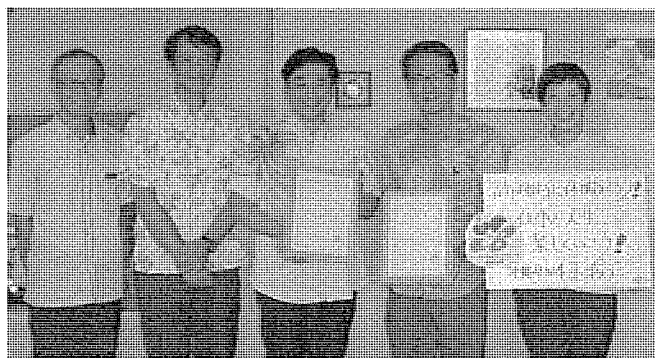
【業 種】 製造業

【所在地】 浦添市牧港1-65-1

【従業員数】 157人（うち男性113人、女性44人）

【主な取組内容】

- 女性社員の育児休業取得率100%
- 小学校入学前の子を養育する社員の短時間勤務制度
- 年次有給休暇の取得促進のための取組を行っている（取得率86%以上）



令和元年6月18日 認証書交付式

詳しくは、県のホームページをご確認ください。

http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kikaku/work_life_balance.html

非正規労働者の処遇改善に取り組んでみませんか

参加
無料



令和元年度

労働環境課題改善 セミナーのご案内

事業主・
人事労務
担当者向け



セミナーは3テーマで開催!

正規と非正規の差って何ですか?

～同一労働同一賃金の考え方～

非正規社員が適正な待遇で納得して長く働ける職場づくりのために、同一労働同一賃金を意識した賃金制度の考え方を分かりやすく解説します。

社員の残業時間
しっかり把握してますか?

～残業時間の上限規制～

残業時間の上限規制でかわる労働時間の管理方法や36協定の締結にあたって注意すべきことなど企業が知っておかなければならない法改正のポイントを詳しく解説します。

あなたの会社は出来ていますか?

～もう一度チェックしよう働き方改革～

企業がやるべきことはもう始まっています。有給休暇の管理方法の事例紹介などをはじめ、働き方改革で何が変わったのか、これから何がかわるのかをポイントごとに解説します。

期間 令和元年8月～11月まで

場所 県内5地区 南部・中部・北部・宮古・八重山

非正規労働者の満足度・定着率アップのお手伝いをします!

労働に関する各種セミナー講師の実績が豊富で、
各種相談員としても活躍される社会保険労務士が講師を務めます。

沖縄県 非正規労働者処遇改善事業事務局(株式会社プラスキャリア内)

TEL 098-868-9339 FAX 098-869-6104

お問合せ
申込先

詳しくは
HPをチェック

<http://www.okinawa-hrs.jp/>

沖縄 非正規労働者処遇改善事業

検索

携帯からも
申込出来ます!



◎ 沖縄県 商工労働部 労働政策課

セミナー情報・申込は
裏面をご確認ください

講師プロフィール



厚生労働省の助成金、労働問題の相談員や協会けんぽコサ事務所の受付業務、沖縄労働基準監督署にて総合労働相談員、立替払調査員を経て、現在、沖縄県「グッジョブ相談ステーション」で就職、助成金、労務相談などの業務を行う。

宇野社会保険労務士事務所 宇野 一博
(沖縄県社会保険労務士会理事、沖縄SR経営労務センター副会長)



沖縄働き方改革推進支援センターの副センター長や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の65歳超雇用推進プランナーとして年間100社程度訪問し同一労働同一賃金に関するアドバイスや月3～4回程度のセミナーを開催している。

水澤社労士コンサルティング 水澤 孝一



宮古島市「パーセントの里」出身、平成23年10月、23年間勤務したKBC学園グループを退職。社会保険労務士オフィスMサポートを設立。主な業務は、労働・社会保険の手続きや給与計算、就業規則等諸規定の作成、助成金の診断・提案・申請、人事・労務管理の相談・指導を行っています。

社会保険労務士オフィスMサポート 前里 久誌

セミナー番号	日時	セミナーテーマ	講師名	会場	定員
1	8/30(金) 13:30～15:30	社員の残業時間しっかり把握していますか? ～残業時間の上限規制～	宇野 一博	【北部】21世紀の森体育館 第1会議室	45人
2	9/24(火) 13:30～15:30	正規と非正規の差って何ですか? ～同一労働同一賃金の考え方～	水澤 孝一	【中部】浦添市産業振興センター 結の街 小研修室	60人
3	9/25(水) 13:30～15:30	あなたの会社は出来ていますか? ～もう一度チェックしよう働き方改革～	前里 久誌	【南部】西原中央公民館 視聴覚室	64人
4	9/27(金) 13:30～15:30	あなたの会社は出来ていますか? ～もう一度チェックしよう働き方改革～	前里 久誌	【中部】浦添市でだこホール 多目的室1	53人
5	10/25(金) 13:30～15:30	あなたの会社は出来ていますか? ～もう一度チェックしよう働き方改革～	前里 久誌	【宮古】宮古島市未来創造センター スタジオ1	40人
6	10/29(火) 13:30～15:30	正規と非正規の差って何ですか? ～同一労働同一賃金の考え方～	水澤 孝一	【南部】県立博物館美術館 美術館講義室	60人
7	10/30(水) 13:30～15:30	社員の残業時間しっかり把握していますか? ～残業時間の上限規制～	宇野 一博	【南部】沖縄県総合福祉センター 視聴覚室	50人
8	11/26(火) 13:30～15:30	正規と非正規の差って何ですか? ～同一労働同一賃金の考え方～	水澤 孝一	【南部】豊見城中央公民館 1階会議室	40人
9	11/28(木) 13:30～15:30	社員の残業時間しっかり把握していますか? ～残業時間の上限規制～	宇野 一博	【中部】沖縄市産業交流センター 大研修室	50人
10	11/29(金) 13:30～15:30	社員の残業時間しっかり把握していますか? ～残業時間の上限規制～	宇野 一博	【八重山】石垣市総合体育館 研修室	60人

本事業でのセミナーは 11月末までの開催 となります。各セミナー定員数がございますので ご予約はお早めに!

※会場によっては駐車場に限りがありますので公共交通機関の利用をおすすめ致します。 ※天候により場所、日時が変更になる場合があります。

※定員に達し次第、受付を終了させていただきますのでご了承ください。

セミナーの 申込方法

電話、FAX、または本事業ホームページにて受け付けております。

※FAX申込の場合は、下記申込書にご記入のうえ、下記送信先までお送りください。

※申込後に参加できなくなった場合はキャンセルのご連絡をいただけますようお願い致します。

セミナー申込書

FAX送信先 098-869-6104

セミナー番号	希望するセミナーの番号をご記入ください (複数可)	該当するところに し点をご記入ください		☐ 事業主 ☐ 人事労務担当者 ☐ その他
フリガナ		業 種		
事業所名		部 署 名		
フリガナ		住 所	市・町・村	
氏 名		電話番号		
参加人数	複数で参加の場合、右記に人数と氏名欄に代表者のお名前をご記入ください		人	

※申込いただきました個人情報については本セミナーの実施・運営のみに利用させていただきます。



厚生労働省委託事業

職場でのハラスメントに悩んでいませんか？

相談
無料

ハラスメント 悩み相談室

6/17
受付開始

マタハラ
妊娠・出産・
育児休業・
介護休業等に関する
ハラスメント

セクハラ
セクシュアル
ハラスメント

パワハラ
パワー
ハラスメント



電話相談



ナ イ ヨ ハ ラ ス
0120-714-864

●受付時間：月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。



メール相談

- 受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>
- メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



24時間受付・5営業日以内に返信予定。パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

専用Webサイト [ハラスメント悩み相談室](#) 検索

(委託運営)

LEC 東京リーガルマインド

職場におけるハラスメントのことで
お悩みの方、お困りの方、
ハラスメント悩み相談室へご相談ください！

例えば、このようなことで
お困りではありませんか？



- 仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いをやめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので辞めてもらうしかないと言われた
- 育児休業について上司に相談したら昇給はないと思えと言われた
- 同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない



相談無料

匿名可

プライバシー
厳守

専門家

が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは？
- 必要があれば関係機関をご案内 など

ハラスメント悩み相談室 検索

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



パートタイム・有期雇用労働の 均等・均衡待遇特別相談窓口

令和元年8月9日から開設します！
パートタイム労働・有期雇用労働で
働く方々や企業からのご相談をお受けします

パートタイム・有期雇用労働法が
2020年4月1日から施行されます。

(中小企業におけるパート・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日から)

正規雇用と非正規雇用の間の不合理な待遇差が禁止され、正規雇用との均等・均衡待遇が求められます。

※不合理な待遇差の具体例などを示した同一労働同一賃金ガイドラインが指針として定められています。

- ◆パートタイム・有期雇用労働法について知りたい
- ◆同一労働同一賃金の制度内容がわからない。
- ◆どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない
- ◆正社員との待遇差が気になる。 など



相談無料
お気軽にご相談ください！
匿名相談可 プライバシー厳守

お問い合わせ先

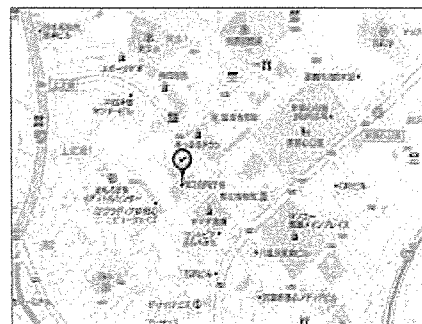
○受付時間 8時30分～17時15分
(土日祝日、年末年始除く)

※まずはお気軽にお電話でご相談ください。

○パートタイム・有期雇用労働法については
雇用環境・均等室 098-868-4380

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1

那覇第二地方合同庁舎 1号館 3階 窓口番号①



※雇用管理の改善に関する具体的な相談については、

「沖縄働き方改革推進支援センター」を御活用ください。

(沖縄県社会保険労務士会内 TEL: 0120-420-780 那覇市前島 2-12-12)



厚生労働省 沖縄労働局

派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
沖縄労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。

お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

☎ 098-868-1637

(受付：平日8：30～17：15)

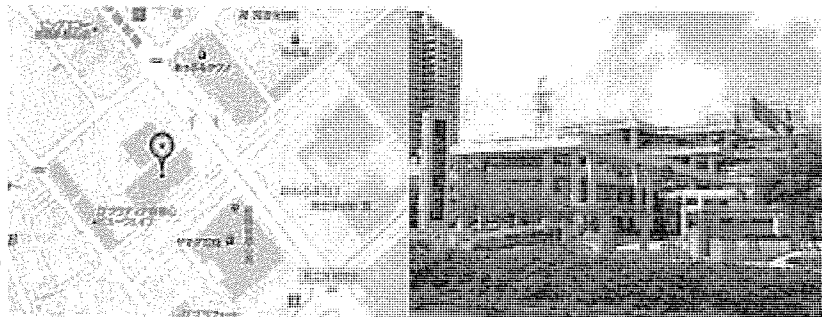
※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

無料相談窓口業務開始日：令和元年8月9日

<アクセス>

沖縄労働局 需給調整事業室内
「派遣労働者の均等・均衡待遇
に係る特別相談窓口」

〒900-0006
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第二地方合同庁舎1号館3階



- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。

雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「**沖縄働き方改革推進支援センター**」をご利用
ください。那覇市前島2-12-12（沖縄県社会保険労務士会内）TEL 0120-420-780



厚生労働省 沖縄労働局

LL010708需01

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！ ～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1

パワーハラスメント対策の法制化

～労働施策総合推進法の改正～

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、調停など個別紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。

※企業規模等によって義務化の時期が異なりますのでご注意ください。

職場におけるパワーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ① 優越的な関係を背景とした
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により
- ③ 就業環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）

※ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに当たりません。

- 職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。
- 雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）
 - ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

パワハラに関するQ&A

「職場」とはどこまでを含みますか？

「労働政策審議会建議」においては、「職場」とは、業務を遂行する場所を指しますが、通常就業している場所以外の場所であっても、業務を遂行する場所については「職場」に含むことを指針で示すことが適当とされています。

「優越的な関係」とはどのような関係を指しますか？

「職場のパワーハラスメント防止対策に関する検討会報告書」においては、パワハラを受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることで、例えば、以下の場合も含むとされています。

・職務上の地位が上位の者による行為・同僚又は部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

※いずれも、詳細については、指針において示される予定です。

改正ポイント2

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- 1 セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化※されます
(パワハラ、いわゆるマタハラも同様(2、4も同じ。))
※ セクハラ等は行ってはならないものであり、事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 2 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます
- 3 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置(事実確認等)への協力を求められた場合にこれに応じるよう努めることとされます
※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクハラを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となることを指針で明確化します。
- 4 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大※されます
※ セクハラ等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるようになります。

施行時期

公布後1年以内の政令で定める日

※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、
公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。
中小企業の定義：<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
※改正法は令和元年6月5日に公布。

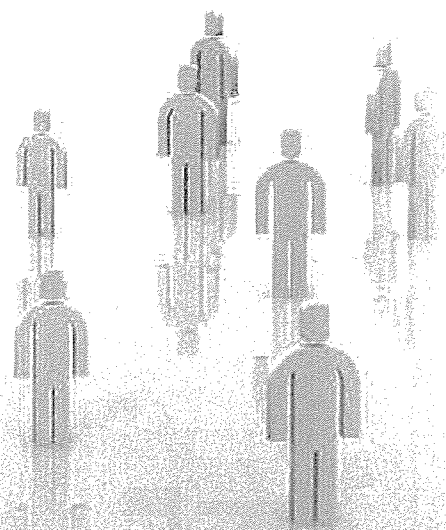
お問い合わせ先

沖縄労働局 雇用環境・均等室 受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
電話番号：098-868-4380
住所：那覇市おもろまち2-1-1那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」でパワーハラスメントに関する情報を発信しています。社内の体制整備に是非ご活用ください。
あかるい職場応援団 HP
- ホームページから事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料のダウンロードができます。社内の体制整備に是非ご活用ください。
職場でのハラスメントでお悩みの方へ



厚生労働省 沖縄労働局 雇用環境・均等室



過労死をゼロにし、
健康で充実して働き続ける
ことのできる社会へ

講演「労働者の疲労、ストレス、
睡眠と過労死・過労自死のメカニズム」

佐々木 司 氏

(大原記念労働科学研究所 研究部 上席主任研究員)

過労死遺族より体験談

「息子の過労死から過労死防止を願う」

西垣 迪世 氏 (全国過労死を考える家族の会兵庫代表)

日時 2019年12月4日(水)
15:00~17:00 (受付14:30~)

会場 パシフィックホテル沖縄
2階 カネオハ
(那覇市西3丁目6番1号)

[定員] 130名

参加
無料

沖縄会場

過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

主催：厚生労働省

後援：沖縄県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話：0120-053-006

(プログラム詳細・申込み) <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>





沖縄県最低賃金が 改正されます！

時間額

令和元年 10 月3日から

790円

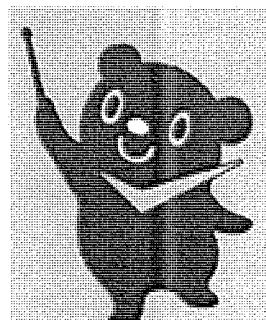
☆ 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用され、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用されます。（精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。）

☆ 特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

沖縄県（地域別）最低賃金の改正によってこれを下回る、

- ・ 自動車（新車）小売業
- ・ 各種商品小売業
- ・ 糖類製造業
- ・ 畜産食料品製造業
- ・ 清涼飲料、酒類製造業

は、沖縄県（地域別）最低賃金が適用されます。



《最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業への支援》

- ・ さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄県働き方改革推進支援センター」（電話 0120-420-780、0120-420-781）を設置しています。
- ・ 職場の業務効率化（改善）に要する費用の補助事業「業務改善助成金」制度があります。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話 098-868-4403）

お問い合わせ：沖縄労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ



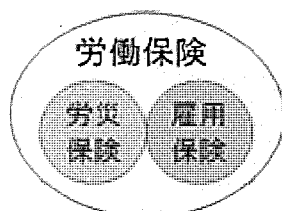
厚生労働省 沖縄労働局

労働保険への加入はお済みですか？

11月は 「労働保険適用促進強化期間」です。

厚生労働省・沖縄労働局及び各労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）では、労働保険の「未手続事業の 掃」を主要課題と位置づけ、年間を通じて広報活動、加入勧奨に取り組んでいるところですが、11月を「労働保険適用促進強化期間」として集中的な広報・加入勧奨等を展開します。

労働保険の加入手続が未だお済みでない事業主の皆様におかれましては、速やかに最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）において加入手続を行って下さいませようお願い致します。



労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、

労働者の生活の安定、福祉の増進等を図る目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している事業主は、その労働者がパート、アルバイト、臨時職員等の名称を問わず、全て加入が義務付けられております。

各保険制度の概要を申し上げますと、

「労災保険」とは、

労働者が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、労災保険法に基づき事業主の皆様へ代わって必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を補償し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

「雇用保険」とは、

労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

労働保険成立手続きを怠っていた場合には・・・

労働保険成立手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、行政庁の職務権限による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うことになります。その際は、遡って労働保険料を納めていただくほか、追徴金も併せて納めていただくことになります。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険に係る保険成立届を提出していない期間中に労働災害が発生し、労災保険給付を行った場合は、遡って労働保険料等を納めていただくほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を納付していただくことになりますので、お早めに保険成立手続きを行っていただきますようお願い致します。

(外国人を雇用する事業主の方へ)

外国人雇用はルールを守って適正に

～雇入れ・離職時の届出と適切な雇用管理は事業主の責務です！～

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

1. 外国人の雇用状況を適切に届け出てください

外国人の雇入れおよび離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出に基づき、雇用環境の改善に向けて、事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認する必要があるため、不法就労の防止につながります。

2. 外国人の雇用管理を適切に行ってください

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を定めています（雇用対策法に基づき平成19年10月1日施行）。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL300601外01

中退共

CHU TAI KYO
小企業 退職金 共済制度

ちゅう たい きょう

中退共制度は中小企業のための国の退職金制度です



パートタイマーや家族従業員も加入できます

安心・確実

掛金の一部を
国が助成します。

有利

掛金は全額非課税。
手数料も
一切かかりません。

簡単管理

社外積立型で管理が
簡単です。退職金試算額
もお知らせします。

ポータビリティ

離転職時に他の退職金共済
との間で退職金相当額の
移換も可能です。

初めての方にも
分かりやすい

ホームページで制度説明動画配信中!



ネットで
検索

中退共

検索

スマホで
検索



〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
TEL: 03-6907-1234 FAX: 03-5955-8211

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

専門家
派遣

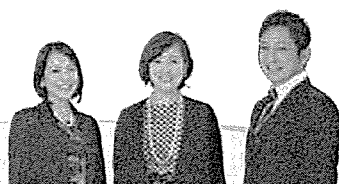
人材確保、
生産性向上に



働き方改革を導入

しませんか。

専門家を派遣致します。



ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの専門家が、多角的な視点でアドバイスします。

経営者からの相談

働き方改革とは一体何をするのか？
御社の経営戦略やビジョンとどう繋がるのか？等の疑問に、多角的な視点から
お答えします。

専門家によるヒアリング

まずは現状の把握を！御社の目指す目標
に対しての現状把握から、課題を整理し、
今後御社が何に取り組むと良いかを
アドバイスを致します。

社内研修①

働き方改革がなぜ必要か？真のワーク・
ライフ・バランス実現とは何か？等、
社員の皆様が共通認識をもてるように
社内研修を致します。
※1回30名様までの研修に限ります。

社内制度の相談

多様な働き方を実現しながら、労働力を
確保するために効果的な制度について、
アドバイスを致します。

ワーク・ライフ・バランス認証取得制度

ワーク・ライフ・バランス認証企業取得
へ向け、一般事業主行動計画策定等
のお手伝いを致します。

社内研修②

女性活躍推進のコツや生産性向上の為
のポイント等を、対象別に社内研修を
致します。
※1回30名様までの研修に限ります。

対象企業

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業／ワーク・ライフ・バランス実現／女性活躍推進向上
ダイバーシティの推進／働き方改革などに取り組みたい企業

派遣料
無料

専門家プロフィール

株式会社 Life is Love 代表取締役
ワーク・ライフ・バランスコンサルタント
コミュニケーション・トレーナー

比嘉 華奈江
Kanae Higa



大分県出身。1998年就職で沖縄に移住。14年間、航空会社
で客室乗務員として務める。2012年1月株式会社Life is
Love設立。県内企業様の働き方見直し(残業を減らし、利
益を上げる)コンサルティング実績多数。クライアント企
業様は医療業・土業・不動産業・旅行業・製造販売業・IT通
信業・建設業など多岐に渡る。また、働き方改革に必須で
あるコミュニケーション力の向上を重視し、マネジメント
を視野に入れた管理職研修やチームビルディングの
研修、女性活躍推進研修などを行う。県内企業支援数200
社以上、延べ人数は5000人を超える。

株式会社 Life is Love
ワーク・ライフ・バランスコンサルタント
社会保険労務士

吉村 友見
Yumi Yoshimura



沖縄県出身。会社勤務を経て、2008年社会保険労務
士となる。その後、平均年間総労働時間数が最も少ない
ドイツのワーク・ライフ・バランス(WLB)を研究するた
め、大学院へ入学。2016年3月博士前期課程修了。ドイツ
の法律、制度、政策、歴史研究を元に、数回渡独、経営者や
人事担当者へインタビュー調査を行った。「風土(職場環
境)なくして制度なし」をモットーに、労務管理や職場の
制度作りにとどまらない、制度が活用される職場環境改
革のためのコンサルティングを行う。従来の型にとらわ
れない、多様な働き方の提案を行う。

株式会社 Life is Love 取締役
ワーク・ライフ・バランスコンサルタント
組織活性化コンサルタント

比嘉 秀一
Shuichi Higa



沖縄県出身。「教育とは何か」をテーマに、行政機関や民
間人材育成会社で若者から社会人を対象に生涯教育事
業に携わる。一人一人の課題解決に視点を当てる人材教
育に定評のあるコンサルタントである。企業の人材育成
では、受け手の人間力(受講生)が問われることに気づ
き、掘り下げていくほどに教育の原点である学校教育の
大切さを知る。大人たちが自信と誇りをもって働き暮ら
していけるように、体験から学んだ知恵をキャリアとし
て生かし、学校・職場・地域が共に支え合い成長していく
社会環境整備に力を注いでいる。

お問い合わせ

ワーク・ライフ・バランス事務局 株式会社Life is Love内 TEL 080-3979-7739 FAX 098-987-7369

主催：沖縄県(商工労働部 労働政策課)／企画運営：(株)Life is Love

アドバイザー派遣 の流れ

お申し込み
事前
アンケート

ヒアリング
調査

アドバイザー
派遣

事後
アンケート



沖縄県では、労働者個人の生活時間に配慮した働き方、働きせ方がその持てる能力を最大限に発揮させ、生活性の向上や優秀な人材確保など、企業にとってのメリットが大きいと考え、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に積極的に取り組む企業を『沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業』として認証登録し、県民に対して積極的にPRします。

申し込み方法



FAX

下記必要事項を記入の上、
以下のFAX番号にお送りください。
FAX 098-987-7369



E-MAIL

下記必要事項を記入の上、
以下のメールアドレスにお送りください。
wlb-jim@lifeis-love.com



WEB

以下のURLにアクセスの上、
お申し込みください。
<https://www.lifeis-love.com/>

ワーク・ライフ・バランス導入支援 専門家派遣プラン申込書

フリガナ 企業名	
所在地	
TEL	
MAIL	
所属部署	
役 職	
担当者 氏 名	

【お申込みの企業様は下記の質問にご回答ください(事前アンケート)】

1. 御社は、「沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業」ですか。該当する番号を○で囲んでください。

① 認証企業である（取得年月 年 月） ② 認証企業ではないが、制度取得を目指したい ③ 認証企業の制度取得は今のところ考えていない

2. 御社におけるワーク・ライフ・バランスについて、どのようなことが課題だと思えますか。該当する番号を○で囲んでください。（複数回答可）

① 長時間労働が慢性化している ② 有給休暇が取得できない ③ 柔軟な働き方ができない ④ 見本となる働き方をしている上司や管理職がない
⑤ 産休・育休を取れる風土がない ⑥ 効率よく仕事をするに対して評価する仕組みがない ⑦ コミュニケーション不足

⑧ その他（ ）

3. 今回のワーク・ライフ・バランスコンサルティングで期待することは何ですか。該当する番号を○で囲んでください。（複数回答可）

① ワーク・ライフ・バランスについて社内で理解を広めたい ② 社内の課題を整理したい ③ ワーク・ライフ・バランスに関する制度を導入したい
④ 課題解決のためのアドバイスがほしい ⑤ その他（ ）

4. ヒアリング希望日（1時間程度）

第一希望： 月 日（ ） 時 / 第二希望： 月 日（ ） 時 / 第三希望： 月 日（ ） 時

個別労働関係紛争のあっせん制度のご紹介

～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？

当委員会では、働く人(正社員、パート社員、派遣社員など)と会社との間の労働条件、その他の労働関係に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。

今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん制度」について、紹介します。

◆「あっせん」はどのような制度ですか？

労働問題に関して経験豊かな、労働委員会の3名の「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた当事者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うものです。

労働基準法等の法律違反の是正を図るために行われる行政指導ではなく、一定の措置を実施することを強制するものでも、「(働く人又は会社の)どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものでもありません。

◆あっせんの対象となる紛争は？

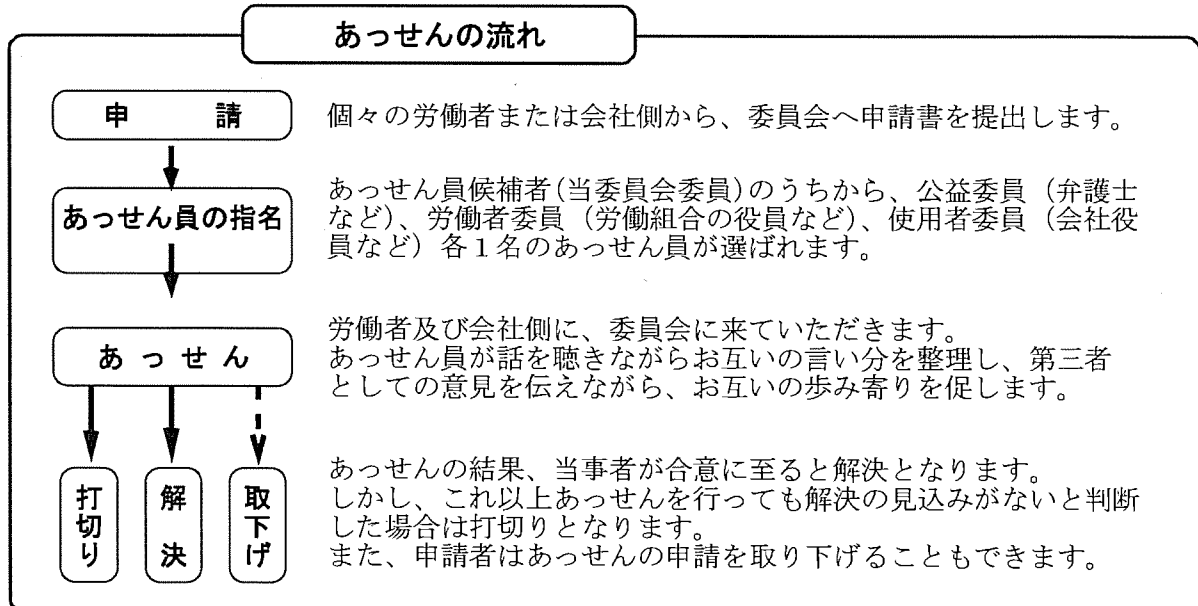
働く人と会社との間で起きた労働条件、その他労働関係に関するトラブルです。

例えば、「解雇や配置転換に関すること」、「賃金や労働時間などの労働条件に関すること」、「いじめなどの職場環境に関すること」などです。

◆あっせん制度のメリットは何ですか。

- ・ 1か月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
- ・ あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
- ・ あっせんは非公開です。
- ・ 申請の手続きは簡単で、費用は無料です。

あっせんの流れ



☆個別労働関係紛争のあっせん申請の手続きに関することは、お気軽にお問い合わせください。☆

お問合せ先

沖縄県労働委員会事務局(県庁行政棟2階)

TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554

ホームページ:「沖縄県労働委員会」と入力し検索

Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

損害賠償を請求されたら 払わなければいけませんか

相談内容

先日、雨の日に会社の車を運転中にスリップして破損してしまいました。事業主から、修理費の全額を賠償するように言われました。

全額、自己負担で損害賠償しなければいけませんか。また毎月の給料から差し引くと言われたのですが。

相談回答

ポイント

- ①会社に与えた損害が従業員の「故意」でない限りは、全額を請求することはできません。
- ②従業員の責任が重大である場合は、「損害の公平な分担という見地から信義則上相当な限度の範囲」でいくらか賠償することもあります。
- ③事業主が、一方的に給料から損害賠償額を天引きすることはできません。
- ④会社が従業員に対して損害賠償請求をすることについては、法律上の妨げはありませんが、必ずしも従業員が支払わないといけないわけではありません。

解説

業務中の会社の車の事故は、会社は車両保険の加入で損害を抑える方法をとっています。従業員が、故意に事故を起こしたということであれば、従業員に重大な過失があったとはいえないことがあります。会社に与えた損害の状況は次の項目を判断根拠とします。

- ①会社は、車両保険等に参加することにより車両損害を分散させる手だてをとっていなかった場合は、会社側責任が問われます。
- ②当該従業員が交通事故を起こすことが日常茶飯事であったということは、会社が従業員に対する安全指導、車両整備等にも原因があったものと推認されることで、会社側と従業員の責任を「公平な範囲」で判断します。
- ③今回の事故の発生について、従業員に重大な過失があったのかということ。
- ④たとえ会社から従業員に対する損害賠償が許される場合でも、毎月の給料から天引きすることも事業主だけの判断ではできません。給料は全額支払わなければならないという「全額払いの原則」が法律上定められています（労働基準法24条、17条）。

以上のことから、多額の損害賠償を支払う可能性は低いと思われます。「故意」でないことを丁寧に説明する必要があります。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄 県)	完 全 失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数		
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H27=100		
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国	
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人					
平成19年	32,713	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2	
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6	
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2	
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5	
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3	
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2	
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6	
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2	
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0	
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	100.3	99.9	
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	100.7	100.4	
30年	6月	34,841	315,186	15,366	144,524	25	3.5	25,305	28,072	1.11	1,960	101.3	100.9
	7月	34,725	318,736	15,532	143,728	20	2.8	24,454	27,707	1.13	1,746	101.8	101.0
	8月	34,721	321,247	15,532	147,001	24	3.3	24,105	29,052	1.21	1,739	102.1	101.6
	9月	34,667	321,415	15,563	147,015	28	3.9	23,502	28,196	1.20	1,676	102.4	101.7
	10月	34,615	322,828	15,690	145,991	28	3.8	24,062	28,242	1.17	1,691	102.8	102.0
31年	11月	34,521	322,552	15,668	146,882	23	3.1	23,845	27,846	1.17	1,559	102.7	101.8
	12月	34,509	321,853	15,806	146,107	19	2.6	22,869	27,963	1.22	1,434	102.3	101.5
	1月	34,299	325,879	16,000	138,809	19	2.6	23,599	30,058	1.27	1,427	102.3	101.5
	2月	34,217	324,090	16,023	142,114	16	2.1	25,899	33,032	1.28	2,122	102.0	101.5
	3月	34,071	320,061	15,858	138,856	23	3.1	27,329	33,651	1.23	3,314	102.3	101.5
令和元年	4月	34,832	330,176	15,717	138,403	18	2.5	27,616	31,681	1.15	2,435	102.2	101.8
	5月	34,911	330,892	15,786	140,690	20	2.7	27,319	30,079	1.10	2,121	102.3	101.8
資料 出 所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局					県統計課		

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
							円	円	円	円	円	円
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年6月	152.7	149.8	140.3	142.0	12.4	7.8	546,531	365,324	295,074	235,852	251,457	129,472
7月	150.9	148.2	138.5	140.0	12.4	8.2	431,833	297,143	294,714	235,554	137,119	61,589
8月	145.9	147.9	134.2	139.9	11.7	8.0	304,527	251,530	293,748	235,641	10,779	15,889
9月	143.7	141.7	131.4	133.6	12.3	8.1	301,470	234,887	293,767	231,438	7,703	3,449
10月	150.4	147.6	137.4	139.2	13.0	8.4	304,581	235,260	296,513	233,613	8,068	1,647
11月	153.6	147.5	140.5	139.2	13.1	8.3	323,513	238,343	298,748	233,301	5,042	24,765
12月	146.0	143.4	133.2	135.2	12.8	8.2	690,337	451,028	297,599	234,727	392,738	216,301
31年1月	136.6	141.6	124.5	131.4	12.1	10.2	304,729	237,338	291,892	234,552	12,837	2,786
2月	142.1	140.8	129.6	131.4	12.5	9.4	296,304	235,077	292,809	232,178	3,495	2,899
3月	144.1	144.0	131.3	134.3	12.8	9.7	318,496	243,279	295,281	234,660	23,215	8,619
4月	148.7	147.9	135.6	138.0	13.1	9.9	311,069	243,870	299,489	240,682	11,580	3,188
令和元年5月	141.4	144.5	129.0	133.9	12.4	10.6	311,733	243,783	294,772	237,777	16,961	6,006
資料 出所	県統計課											

注) 有効求人倍率は年平均、月別ともに原数値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。